3　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正（第三条関係）

㈠　人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務を、宇宙基本法（平成二〇年法律第四三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うこととした。

㈡　人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこととした。

㈢　中期目標の決定及び変更

(1)　主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本計画に基づかなければならないこととした。

(2)　主務大臣は、基礎研究及び基盤的研究開発に関する業務（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るものを除く。）並びに研究者及び技術者の養成等に関する業務（宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務について、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議することとした。

㈣　主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができることとした。

㈤　主務大臣に内閣総理大臣、経済産業大臣及び政令で定める大臣を追加することとした。

㈥　独立行政法人評価委員会への意見聴取等

(1)　業務方法書の認可、中期目標の作成及び変更、中期計画の認可、中期目標期間終了時の検討にあたって、業務の区分に応じ、文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会に意見を聴くこととした。

(2)　主務大臣は、基礎研究及び基盤的研究開発に係る業務の実績に関する評価及び中期目標に係る業務の実績に関する評価にあたっては、文部科学省の独立行政法人評価委員会は、業務の区分に応じ、内閣府、総務省、経済産業省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会に意見を聴くこととした。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第三六号）（総務省）

1　題名に関する事項

法律の題名を東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に改めることとした。（題名関係）

2　趣旨に関する事項

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が旧合併特例法第一一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めるものとした。（第一条関係）

3　地方債の特例に関する事項

平成二三年度において旧合併特例法第一一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは「十五年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあっては、二十年度）」とすることとした。（第二条関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとした。

◇競馬法の一部を改正する法律（法律第三七号）（農林水産省）

1　払戻金の算出方法の改正（第八条及び第二二条関係）

㈠　日本中央競馬会又は地方競馬主催者（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）は、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金の額に一〇〇分の七〇以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会又は地方競馬主催者が定める率を乗じて得た額に相当する金額（重勝式勝馬投票法において加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。）を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分（あんぶん）して払戻金として交付することとした。

㈡　勝馬投票の的中者がない場合においては、その競走についての払戻対象総額を、当該競走における勝馬以外の出走した馬に投票した者に対し、各勝馬投票券に按分して払戻金として交付することとした。

㈢　㈠又は㈡により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、農林水産省令で定めることとした。

2　地方競馬主催者に対する必要な支援の延長

㈠　地方競馬主催者に対する地方競馬全国協会からの交付金の還付措置の延長（附則第七条関係）

地方競馬全国協会が、特定事業収支改善措置を実施した地方競馬主催者に対して、当該措置に要した費用の一部に充てるため当該主催者が交付した金額の一部を還付する措置の期限を五年間延長することとした。

㈡　地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長（附則第八条関係）

(1)　地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる措置の期限を五年間延長することとした。

(2)　地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置の期限を五年間延長することとした。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇消防法の一部を改正する法律（法律第三八号）（総務省）

1　共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備

㈠　高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物について、その管理権原者は、一定の資格を有する者のうちから、当該防火対象物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物全体についての消防計画の作成等を行わせることとした。（第八条の二第一項関係）

㈡　統括防火管理者は、当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、各防火管理者に対し、必要な措置を講ずることを指示することができることとした。（第八条の二第二項関係）

㈢　防火管理者が作成する消防計画は、統括防火管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画に適合するものでなければならないこととした。（第八条の二第三項関係）

㈣　当該防火対象物の管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、所轄消防長等に届け出なければならないこととした。（第八条の二第四項関係）

㈤　消防長等は、統括防火管理者が定められていないと認める場合には、当該防火対象物の管理権原者に対し、統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができることとした。（第八条の二第五項関係）

㈥　消防長等は、防火対象物全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定等に従って行われていないと認める場合には、当該防火対象物の管理権原者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第八条の二第六項関係）